

## 発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 本県における発達障害等に係る先進的な総合拠点の整備及び全県的な支援体制の構築に係る基本構想を策定するため、「発達障害等に対する総合的な基本構想策定委員会（以下「基本構想策定委員会」という。）」を設置する。

### (協議事項)

第2条 基本構想策定委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 先進的な総合拠点のあり方、機能、規模、人員、建設場所等に関すること。
- (2) 発達障害等に係る関係機関の連携体制の構築に関すること。
- (3) その他必要事項

### (委員)

第3条 基本構想策定委員会の委員は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 基本構想策定委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、基本構想策定委員会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第4条 基本構想策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 基本構想策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、基本構想策定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 基本構想策定委員会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき委員は、委員長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 前条の規定は、ワーキンググループについて準用する。

### (庶務)

第6条 基本構想策定委員会及びワーキンググループの庶務は、山梨県福祉保健部医務課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるほか、基本構想策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長から基本構想策定委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。